

雲仙市結婚奨励金交付要綱

平成31年4月1日
雲仙市告示第34号

(目的)

第1条 この告示は、雲仙市の人口減少対策の一環として、定住人口の増加に資するとともに、出生数の改善に向け、婚姻数の増加を図るため、新たに婚姻した夫婦に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することについて、雲仙市補助金等交付規則（平成17年雲仙市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金の交付対象者)

第2条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する夫婦とする。

- (1) 平成31年4月1日から起算して3年の間に、戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定による婚姻の届出（以下「婚姻」という。）をしたこと。
- (2) 婚姻時の年齢が夫婦ともに42歳未満であること。
- (3) 第5条の承認申請時に、夫婦ともに市の住民基本台帳に記録されており、かつ、夫婦同一の住所を有し、及び当該申請に係る承認の決定後3年以上夫婦で市内に居住することを誓約すること。
- (4) 市の自治会に加入していること。

2 交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、当該交付対象者を奨励金の交付の対象としないものとする。

- (1) 離婚した夫婦が同一の相手と再度婚姻をする場合で、離婚期間が3年に満たないとき。
- (2) 夫婦のいずれか又は両方が、過去にこの告示による奨励金の全部または一部の交付を受けている場合
- (3) 交付対象者又はそれらの者と同じ住宅に居住している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者である場合

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 夫婦の両方が転入（他の市区町村の住民基本台帳に1年以上記録されていた者が、婚姻をした日を起算日とする1年前の日から当該婚姻をした日を起算日とする1年後の日までの間に、市の住民基本台帳に記録されることをいう。次号において同じ。）をした場合 60万円
- (2) 夫婦のいずれかが転入をした場合 55万円
- (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 50万円

(交付期間及び交付額)

第4条 奨励金は、第9条に規定する交付の決定を受けた日の属する年度を初年度とする3箇年度（以下「交付期間」という。）にわたって交付するものとし、各年度の交付額は、次のとおりとする。

適用条項	交付額計	初年度	2年度	3年度
前条第1項第1号	60万円	20万円	20万円	20万円
前条第1項第2号	55万円	15万円	20万円	20万円
前条第1項第3号	50万円	15万円	15万円	20万円

(承認申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、婚姻をした日から1年以内に、結婚奨励金承認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出し、平成31年4月1日から起算して3年を経過する日までに、奨励金の交付の承認を得なければならない。

- (1) 夫婦それぞれの婚姻前の戸籍の附表抄本及び婚姻後の戸籍の附表謄本（転入をした場合に限る。）
- (2) 確認書及び誓約書（様式第2号）
- (3) 自治会加入証明書（様式第3号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認決定)

第6条 市長は、前条に規定する承認申請があったときは、承認又は却下の決定をし、結婚奨励金承認決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者へ通知するものとする。

(交付申請)

第7条 前条の規定による承認決定の通知を受けた申請者が奨励金の交付を受けようとするときは、交付期間中の各年度において、当該承認決定に係る同条の通知書に記載する期間内に、結婚奨励金交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。この場合において、規則第3条第1項第1号及び第2号に規定する書類の添付は、同項ただし書の規定により省略するものとし、同項第4号に規定する書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 住民票謄本
- (3) 雲仙市税（国保税を含む。以下同じ。）の未納がない証明書
- (4) 前条の承認決定通知書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書は、規則第18条の規定により、規則第3条に規定する様式の特例として定めるものとする。

(奨励金の交付制限)

第8条 申請者及びそれらの者と同じ住宅に居住している者に雲仙市税の未納がある場合は、雲仙市補助金等交付制限取扱指針に基づき奨励金の交付を制限する。

(交付決定)

第9条 市長は、第7条第1項に規定する申請があったときは、交付又は却下の決定をし、結婚奨励金交付決定（却下）通知書（様式第6号）により当該申請をした者へ通知するものとする。

(奨励金の決定の取消し)

第10条 市長は、奨励金の交付の決定又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 規則第13条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するとき。
- (2) 第2条第2項各号に該当するとき。
- (3) 第6条の承認の決定の日から3年に満たない間に婚姻が解消されたとき。
- (4) 第6条の承認の決定の日から3年に満たない間に市内での夫婦同居が解消されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(交付手続の特例)

第11条 奨励金の交付については、規則第17条の規定により、規則第9条及び第10条、第12条の規定にかかわらず、当該各条の手続を省略して行うものとする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。